

# おぐに



2003 4  
No.411

町長所信表明  
15年度予算展望…… 2～5 P  
介護保険⑤③…… 6～7 P

## 未来に向かって



小国中学校  
卒業式(3/7)

この紙は再生紙を使用しています。

### 4月 おぐにさわやかリポート番組表

6日	新一年生にインタビュー
12日	昔話 観音様の御利益
13日	新一年生にインタビュー
20日	残したい行事・風習
26日	昔話 沼垂宗吉
27日	お誕生日おめでとう

※土曜日の番組は、第2・第4土曜のみ午前7時30分から全チャンネルで放送  
※日曜日の番組は、午前7時30分から全チャンネルで放送(再放送は3チャンネルで午前10時・午後1時・6時・9時から)  
※日曜日の番組は都合により変更になる場合もあります。

平成15年2月末現在

世帯数 2200世帯(+1)	人口 7274人(-17)
男 3545人(-11)	女 3729人(-6)

2月の動き 出生1人 死亡11人  
転入7人 転出14人

### 月号カレンダー 4月10日～5月9日

4/10 木	補聴器相談日 (AM10:00~10:30)	26 土	
11 金	診療所 午後 外科	27 日	
12 土		28 月	町民課窓口業務時間延長 (PM7:30まで)
13 日		29 火	みどりの日
14 月	町民課窓口業務時間延長 (PM7:30まで)	30 水	診療所 午後 整形外科 補聴器相談日 (PM1:30~2:00)
15 火		5/1 木	補聴器相談日 (AM10:00~10:30)
16 水	診療所 午後 整形外科 補聴器相談日 (PM1:30~2:00)	2 金	診療所 午後 外科
17 木	補聴器相談日 (AM10:00~10:30)	3 土	成人式 憲法記念日
18 金	診療所 午後 外科	4 日	
19 土		5 月	こどもの日
20 日	診療所 日曜診療日	6 火	町民課窓口業務時間延長 (PM7:30まで)
21 月	町民課窓口業務時間延長 (PM7:30まで)	7 水	診療所 午後 整形外科 補聴器相談日 (PM1:30~2:00)
22 火	診療所 振替休日	8 木	補聴器相談日 (AM10:00~10:30)
23 水	診療所 午後 整形外科 補聴器相談日 (PM1:30~2:00)	9 金	診療所 午後 外科
24 木	補聴器相談日 (AM10:00~10:30)		
25 金	診療所 午後 外科 法律相談所開設(就業改善センター)		

※横田内科・消化器科クリニック(95-3141)では、午前9時から正午まで日曜診療を行っております。【急患に限る】

### 言葉の履歴書

お釈迦様の生誕を祝う4月8日には、花で飾った花御堂の水盤に誕生仏の像を安置し、参詣者は小さい柄杓で「甘茶」を注ぎます。

この行事は、お釈迦様が生まれたとき、甘露の雨が降ってきたという伝説に由来するもの。わが国には7世紀に中国から伝わり、本来は五種の香湯「五香水」を注ぐ行事でしたが、やがて甘茶が使われるようになりまし。

甘茶の原料は、アマチャ(ユキノシタ科の落葉低木)、またはアマチャヅル(ユリ科の蔓性多年草)の葉。蒸してもみ、乾燥させた葉を煎じて飲料とします。甘くて香りがよいので、香湯の代用に使われたものです。

「甘茶育ち」といえば、甘やかされて育った人のこと。「甘茶を飲ます」は、うまいことを言うて喜ばせる行為を指します。「カッポレ、カッポレ、甘茶でカッポレ」というのはやし言葉で知られた「かっぱれ」は、江戸末期に流行した大道芸。明治に入って寄席の演芸として人気を博し、寄席での余興としてももてはやされた俗曲でした。

# 人は元気 自然が薫る 小国町 を目指して

町長所信表明から抜粋(3月議会)

## すべての人が 健やかに暮らせる 地域づくり

この基本となります。保健・医療・福祉につきましては、従来から重要課題と認識し、ハード、ソフト両面から施策を推進し、関係の所管や機関が連携を密にして最大の機能発揮が可能となるよう努めておるところでございます。

全国の水準を遥かに上回る少子・高齢化が進行する当町の現実をみると、財政状況の厳しさはありますが、福祉サービスの現状の維持と、向上を念頭において関係の予算付けに配慮をいたしましたところでございます。改定をいたしました小国町保健医療福祉計画では、「この地域みんなで支える 小国町」を目標に町民の皆様が互いに助け合いながら、いつまでも元気に暮らして頂けるよう、向こう5年間の施策を定めさせて頂いたところでございます。近年の社会環境の大きな変化の中で、

家族間や地域社会での人と人とのつながりの弱体化から種々の社会問題が発生しております。これを地域全体の課題として促え、そして支えあう体制づくりのために計画に添った対策を推進して参ります。

## 豊かな心と未来を 担う人づくり

昨年4月から実施された新学習指導要領のねらいは、子供たちに基礎基本をしっかりと身につかせ、自ら学び自ら考える力を育むことにあります。「画一と受け身から自立と創造へ」と教育の在り方を大きく展開しようとするものであります。

このことから学校現場において、地域素材や人材の活用が場が大変多くなって参りました。原点であります、基礎・基本をしっかりと身につかせながら、我が町学校教育の重要課題であります。「小国を愛し思いやる心、学び続ける児童・生徒」の育成に積極的に取り組んで参ります。

ます。

完全学校週5日制が実施され週末の子供の居場所が大きな問題となっております。対策として、社会教育活動と連携を持ちながら居場所づくりに努めておりますが、本来、週末は家庭・地域に帰るのが原則であり、地域家庭がどのように関わるか、その力が問われております。

子供の「居場所づくり」には、地域の皆様と共に考え、子供たちが有意義な週末を過ごせるよう、努力を致します。

文化活動やスポーツ活動は、自助努力による活動を更に押し進め、共に学び潤いのある充実した人生が送れるよう支援と環境整備を図ります。

## 活気に満ちた 新しい産業づくり

中山間地にある小国町にとって、農林業の振興は重要な課題です。農山村の過疎化、高齢化の進行、更に米価の下落や生産調整の拡大など、一段と厳しさが増す今

な態度で臨み、安全・安心の生活環境づくりに力を注いで参ります。

新たにトンネルが開通した結果、交通量の増大とその流れに大きな変化が見られます。この対応と安全確保のため、道路改良を引き続き国・県に要望して参ります。なお、小千谷・小国・柏崎に至る路線バスの運行につきましては、柏崎市・小千谷市と協議を重ねながら実現に努力いたして参ります。

## 美しく住みやすい 快適な環境づくり

一般廃棄物は、廃棄物処理基本計画に基づいて適正な処理とリサイクル化を推進し、ゴミの不法投棄防止に努めます。

環境の保護が叫ばれている今日、建設残土の安全性が全国的に疑問視されておりますが、昨年12月に制定いたしました「小国町における土砂等の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」が、本年4月1日から適用されます。厳しい規制を定めたこの条例が、

特効薬として機能するよう万全な体制で臨みますと共に、自然環境を損なう違反行為には厳正

## 若者に魅力ある ふるさとづくり

若者定住奨励金制度と町内企業技術習得派遣援助金制度も継続いたします。

嫁婿問題については、「ふれあい推進協議会」を軸に相談所の設置、ふれあい交流事業などに取り組んで参ります。

若者定住対策の一環として、土地開発公社で造成を進めている七日町住宅団地の分譲を開始いたします。



日こそ、基幹産業である「農業」を安定・継続できる体制づくりが求められております。

また米消費量の減少に歯止めがかからず、30数年続いた生産調整システムでは、根本的解決が見込めなくなり、国は平成14年12月「米政策改革大綱」を定め、生産者の主体的取り組みでの需給調整を目指しております。

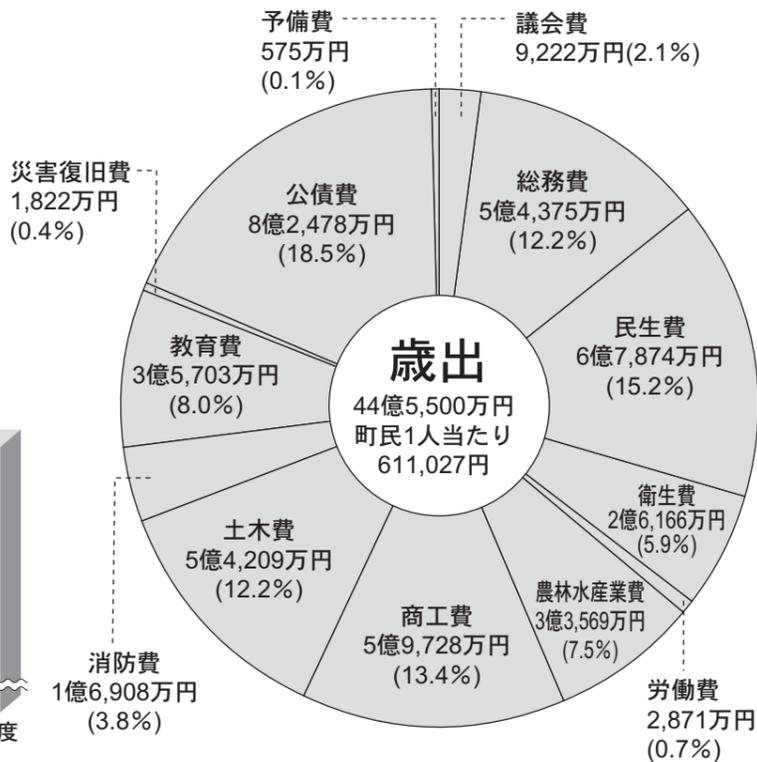
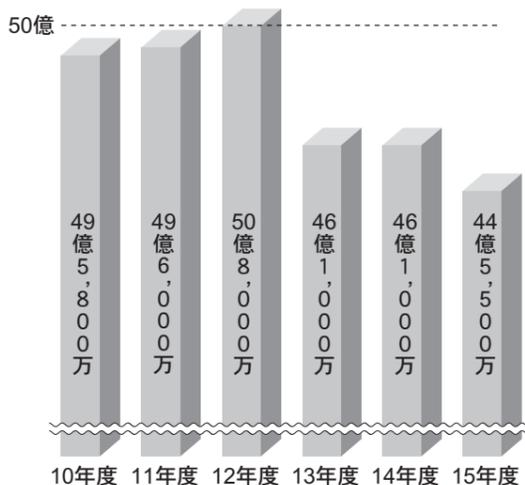
このため本年度は

- 1 平成16年度より始まる新政策に対し、スムーズに移行できるようなシステム研究を関係団体と協議しながら進めて参ります。
- 2 「おぐに米」の有利販売を進めるために、高品質・良食味米の安定生産に向けた取り組みを強化します。
- 3 生産基盤の整備による低コスト農業の実現と、担い手の確保を進めます。
- 4 中山間地直接支払制度を活用した特色ある地域づくりを推進し、制度の継続を要望して参ります。

新しい産業づくりという点では、小国の歴史、自然や風土を生かし、観光や体験、交流に結

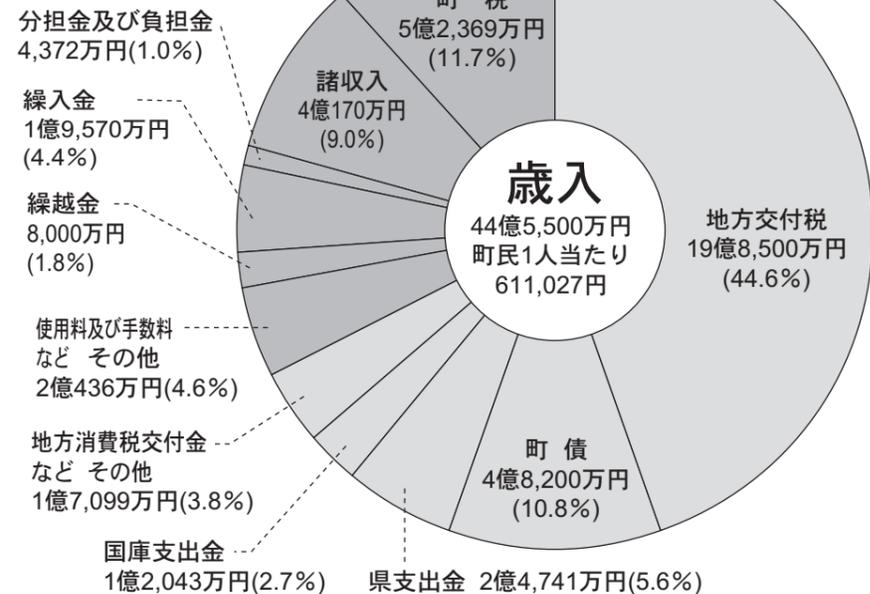
# 予算総額 73億5,171万円

一般会計予算額  
年次別推移



**町税の内訳**

町民税	1億4,219万円
固定資産税	3億3,431万円
軽自動車税	1,819万円
市町村たばこ税	2,900万円
特別土地保有税	0.1万円
合計	5億2,369万円



自主財源 14億4,917万円 **32.5%** 依存財源 30億583万円 **67.5%**

厳しい財政状況の中、住民の行政需要に最大限答えられるように、あくまでも健全財政の確保を最優先にして、町民の福祉の向上を目指しながら、社会変化への対応を的確に行ない、さらに日々事務事業の見直しや効率化に努め「町づくりの目標」に向かって努力します。

## 平成15年度 一般会計予算 44億5,500万円ですター

### 特別会計+下水道事業会計 28億9,671万円

特別な目的をもって行う事業は特別会計として予算を組んでいます。各会計別の予算は次のとおりです。予算総額の( )内は前年度比です。

国民健康保険特別会計	5億5,200万円 (9.5%増)
老人保健特別会計	8億2,900万円 (2.3%増)
介護保険特別会計	5億2,300万円 (2.5%増)
町立診療所特別会計	3億400万円 (2.3%減)
簡易水道特別会計	1,380万円 (1.4%減)
下水道事業会計	6億7,491万円 (3.5%減)

#### 土木費 5億4,209万円 (△13.7%)

道路新設改良費	1,690万円
道路特殊改良費	3,395万円
防雪事業費	5,715万円
住宅対策費	1,700万円

#### 消防費 1億6,908万円 (増8.4%)

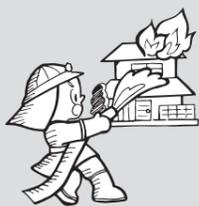
柏崎地域広域事務組合負担金	1億1,713万円
非常備消防費	2,262万円

#### 教育費 3億5,703万円 (増5.8%)

語学指導推進費	469万円
学校管理費	6,963万円
社会教育施設費	2,550万円

#### 災害復旧費 1,822万円 (増12.3%)

農業用施設災害復旧費	390万円
公共土木施設災害復旧費	1,432万円



#### 衛生費 2億6,166万円 (△44.9%)

高齢者インフルエンザ予防接種事業	397万円
環境美化推進費	169万円
廃棄物処理施設管理費	5,455万円

#### 労働費 2,871万円 (増4.8%)

若者定住促進奨励金	300万円
町内企業技術習得派遣援助金	50万円

#### 農林水産業費 3億3,569万円 (△31%)

農村総合整備事業費	7,300万円
農業委員会費	2,448万円
農業振興費	7,600万円

#### 商工費 5億9,728万円 (増51.5%)

商工振興費	1億9,331万円
公園施設管理費	1億8,742万円

### 一般会計 44億5,500万円

#### 議会費 9,222万円 (△2.5%)

議会だより	83万円
-------	------

#### 総務費 5億4,375万円 (増6.5%)

総代事務委託料	1,693万円
広報印刷費	171万円
一集落一事業	100万円

#### 民生費 6億7,874万円 (増2.3%)

障害福祉費	1億392万円
保育所費	1億3,326万円
介護支援センター運営費	3,422万円



町議会3月定例会で平成15年度予算が決まりました。予算額は一般会計44億5,500万円、特別会計及び下水道事業会計28億9,671万円、総額で73億5,171万円となりました。

## 介護保険料の通知書の見かたについて

介護保険料の額は、本人及び世帯の課税状況等によって決まるため、課税状況等が決定するまでの間は、前年度の保険料額を基に納めていただき、確定した保険料額との差額をその後の納入期間で納めていただくこととなります。

通知書の見かた等は以下のとおりです。お手元に届きましたら、ご確認ください。

### ● 仮徴収分（特別徴収（年金天引き）の場合）●

前年度の最後に年金から天引きされた保険料額（平成15年2月保険料額①）を仮徴収期間②（4月から8月まで）の間、納めていただくこととなります。

4月上旬に通知を差し上げます。

平成14年度の  
情報です

(注) 仮徴収額合計が、平成14年度の年間保険料額を2で割った金額より大きい場合、6・8月分を減額調整させていただくことがありますので、ご了承ください。(変更通知書を発行いたします。)

### ● 暫定賦課額（普通徴収（口座振替・納付書）の場合）●

前年度保険料額（平成14年度の保険料額）を前年度の納期数（平成14年度中に介護保険料を口座振替又は納付書で納めていただいた月数）で除した額③を暫定賦課期間④（4月から7月まで）の間、納めていただくこととなります。

4月下旬に通知を差し上げます。

平成14年度の  
情報です

## 平成15年度の介護保険料について

保険料段階	基準額に対する割合	年間保険料額	世帯の状況
第1段階	0.50	18,000円	生活保護受給者および老齢福祉年金受給者であって、世帯全員が町民税非課税の方
第2段階	0.75	27,000円	世帯全員が町民税非課税の方
第3段階	基準額	36,000円	世帯員の中に町民税を課税されている人がいるが、本人は町民税非課税の方
第4段階	1.25	45,000円	本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が200万円未満の方
第5段階	1.50	54,000円	本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が200万円以上の方

平成15年度の保険料は、平成14年度と比較して、基準額で4,800円上がっています。集落懇談会でお話したように、保険料の計算は、これからどれだけの費用がかかるか等を見込んで計算するため、サービスの利用が年々増えていること等を考慮して、決定しました。

介護が必要となった場合、どなたでも安心してサービスを利用できるように、皆さんから納めていただく保険料が重要な財源となります。どうか、ご理解くださいますようお願いいたします。

### 介護保険料の減免及び徴収猶予について

災害・死亡等により収入が著しく減少した場合があったときなど、保険料の減免またはその徴収の猶予を受けることができますが、平成15年4月1日から「特別な事情があると町長が認めた場合」も減免を受けることができます。

#### 【減免・徴収猶予を受けられる場合】

1. 災害による損害
2. 次の場合により収入の著しい減少があったこと
  - ・生計維持者の死亡、障害、長期入院
  - ・事業の休廃止・著しい損出・失業、農作物の不作等
3. その他町長が認める特別な事情があること

[特別な事情に該当する方] …すべての基準に該当することが必要です。

	基 準
保険料段階	第1または第2段階であること
世帯の年間収入 (給与収入、年金、仕送り等すべての収入を含む)	収入が80万円以下であること (ただし、世帯員が2人以上の場合、1人につき40万円を加算した金額以下であること)
資 産	家屋：自身の住宅以外の居住用家屋がないこと 土地：固定資産税の課税標準額100万円以上の土地がないこと
預 貯 金	120万円以下であること
扶 養 関 係	税金の申告、医療保険の被扶養者になっていないこと

※減免、徴収の猶予を受けるにはご本人からの申請が必要となります。詳しいことは、役場 福祉保健課 福祉係までご相談ください。

# 介 護 保 険

53

老後の安心を皆で支える仕組み……介護保険制度

介護保険のサービスを受けるには  
申請をして認定を受けることが必要です

申請方法等詳しいことは、福祉係(☎95・5903)又は、介護係(☎95・5050)までご相談ください。

# MY TOWN

## トピックス

小国荘

上小

# 雪だるま



### ～おぐに雪まつりと和紙すき体験～ 武蔵野市市民交流ツアー一行来町!!

3月1日～2日にかけて武蔵野市の皆さんが雪まつりに合わせ来町されました。1日目は、雪の下のカリフラワー掘りや紙漉きを体験し、その後宿泊先のやまびこ（法末）では小国の山菜ごっつおに舌つづみをうちました。

2日目は、もちつきや雪まつり会場を訪れ、小国の冬を楽しまれ、帰路につきました。



### 盲導犬に愛の手を…。 チャリティーコンサートに参加

2月23日、新潟市民芸術文化会館で開催されたチャリティーコンサートに中村良子さん（箕輪）が参加されました。～ここに幸あり～で有名な大津美子さんの歌を聞き、中村さんは「自分が小さかった頃の一流歌手の歌を間近に聴き花束まで渡せて本当に感動しました」（本人談）と語っておられました。

今後ともより多くの方から盲導犬に対する理解を深めていただきたいものです。



# MY TOWN

## トピックス

人・人・人…

フィナーレは全員で

盛況!!

# おぐに雪まつり

3/2

気分爽快

おふくろの味は最高!

なんとこの2人が優勝

「警女唄と昔話の会」  
今年も満員



# 町単土地改良事業を予定している方へ



町では、山間地などにおいて小規模な基盤整備、暗渠、農道整備などを予定している方に、町単独での補助制度があります。希望される方は、期限までに申し込みをください。

補助率や対象基準は下記のとおりです。詳しくは、農林課農村整備係へお問い合わせください。

農林課農村整備係 ☎95-5908

**申し込み期間 4月1日より5月9日まで**

ただし、受付期間内でも予算枠に達し次第締切ります。  
なお、災害復旧事業はその都度連絡し申請してください。

## 町単土地改良事業補助金交付基準

事業名	事業を行う者 (事業主体)	事業の対象基準			補助金の 交付基準	備考
		地域	最低事業費	受益面積 規 格		
かんがい排水 水路、ため池、 揚水機、頭首工	共同3人以上	事業を 実施する 地域が水 系別に小 さい団地 であり、 将来とも 3ha以上 の地	20万円 以上	30a以上 10ha未満	事業費の 30%以内	
農 道 整 備	新設・改良 (橋梁を含む)	共同3人以上	20万円 以上	30a以上	事業費の 40%以内	<small>(個人用の作業用機械進入路は除く) 一般の用に供する農道であること</small> 幅員2.5m以上、延長50m以上(橋梁幅員2.0m以上、延長2.0m以上)、待避所の設置 幅員2.0m以上、延長50m以上の農道で勾配6%以上の区間の舗装 維持補修を要すると認定されるもの
	舗 装	共同3人以上	10万円 以上	30a以上	資材費の 80%以内	
	維持補修	共同3人以上			資材の現 物支給	
ほ 場 整 備	共同又は個人		30万円 以上	おおむね 30a以上	事業費の 40%以内	1 ほ場整備区域内の農道事業費は、原則として補助対象としない
暗 き よ 排 水	共同又は個人		事業費 4万円以上	10a以上	事業費の 50%以内	1 区画整理地域内でも暗きよ排水施工地域内は、この事業の対象とする
畑 地 開 発	共同又は個人		10万円 以上	おおむね 10a以上	事業費の 40%以内	
災 害 復 旧	農林業施設	共 同	15万円 以上		65%以内	1 災害の発生因子に起因して発生した災害に限る
	農 地	個 人	10万円 以上		60%以内	2 国庫災害の適用を拒否した箇所は除く

「注」国県補助事業を除き、用地買収費及び補償費は事業費の対象としない。

# 「長岡地域任意合併協議会」の動き

第3回目の長岡地域任意合併協議会が3月13日、長岡グランドホテルで開催されました。大勢の傍聴者や報道関係者の中、「合併に関する基本的な事項」や「住民生活に密接に関連する各種事務事業(14項目)」の協議が行われました。

1. 合併に関する基本的な事項については、「合併の方式」「合併の期日」「新市の名称」「新市の事務所の配置」の4項目であり、どれをとっても大きな問題です。すべての市町村の委員が発言するなど活発な協議が行われました。

合併の期日は平成17年3月31日までを目途とし、新市の事務所の位置は、長岡市内ということで話し合われましたが、その他は今後さらに協議することになりました。特に合併の方式は、新設合併か、編入合併かでは、それぞれの市町村の考え方があり、まだまだ時間が必要と思われます。

2. 各種事務事業の取扱いについては、事務局で絞り込んだ21項目のうち14項目について調整方針案の協議が行われました。ごみの収集や道路除雪など生活に密接した問題でしたが、概ね長岡市の制度が優れており、人口規模からしても長岡市の制度に統一、又は段階的に統一することとしておりますが、各市町村の特色を生かした制度もあり、森会長(長岡市長)は「合併時の統一が望ましいが、内容によっては必ずしも統一しなくてもよいのではないかと話されておりました。

詳しくは、毎月発行される「任意合併協議会だより」で紹介されますので、どうぞご覧ください。

※第3回長岡地域任意合併協議会で協議された事務事業の取り扱い

項目名	協議された調整方針案
1 国民健康保険料(税)について	・合併後に、ほぼ平均保険料額の水準に統一する。
2 介護保険料について	・経過措置後に、一元化の方向で調整する。
3 病院・診療所について	・現行どおり、合併後も存続する。
4 福祉タクシーについて	・合併時に、長岡市の制度に統一する。
5 乳幼児の医療費助成について	・合併時に、小国町の制度に統一する。
6 保育料(認可保育所保育料)について	・経過措置後に、一元化の方向で調整する。
7 ごみの収集について	・合併後に、長岡市の制度に統一する。
8 中小企業振興資金貸付金(普通貸付)について	・合併時に、長岡市の制度に統一することとし、融資条件を調整する。
9 土地改良事業補助金(市町村単独事業)について	・合併時に、新制度に再編する。
10 生活路線バスについて	・現行どおり、合併後も存続する。
11 雪対策(道路除雪・消雪パイプ)について	〈道路除雪の基準等〉 ・現行どおり、合併後も存続する。
	〈消雪パイプに係る施策の相違〉 ・制度や取組み経過を整理し、合併後調整する。
12 遠距離通学児童・生徒の通学助成について	・合併後も、当分の間現行どおりとする。
13 就学援助・奨励費補助事業について	・合併時に、長岡市の制度に統一する。
14 消防団について	・合併後に統一する。

## 第4回 長岡地域任意合併協議会

日 時 4月11日(金) 午前10時から

会 場 長岡グランドホテル

・会議は公開で行われ、どなたでも傍聴することができます。  
傍聴は先着順で50名程度(受付は午前9時30分から)

# 投票日は 4月13日(日)

新潟県議会議員一般選挙は4月4日(金)に告示、4月13日(日)が投票日となります。今年、4年に一度の統一地方選挙の年。みんなで投票に行きましょう。

**●投票時間**

午前7時～午後8時まで  
●投票できる人  
・昭和58年4月13日までに生れた方。  
・平成15年1月3日までに転入届をし、引き続き小国町に住所を有し、町の選挙人名簿に登録されている人です。

**《県内の住所移動者の投票》**

小国町の選挙人名簿に登録されていて、平成15年1月4日以降に県内の他市町村へ転出した人については、転出先の市町村長の発行する証明書を持参することにより小国町

において投票することができます。

平成15年1月4日以降に県内の他市町村から小国町に転入し、引き続き町内に住所を有する人については、小国町長の発行する証明書を持参することにより前住所地の市町村において投票することができます。

**●不在者投票**

4月4日(金)～12日(土)まで(毎日、午前8時30分～午後8時まで役場1階住民相談室で行ないます。)

※なお、小国町では、4月27日の「市区町村の選挙」はありません。

**投票所一覧**

投票区	投票所
1	芸術村会館
2	三桶公民館
3	苔野島集落開発センター
4	小栗山集落開発センター
5	上小国小学校
6	太郎丸集落開発センター
7	法末老人活動館あだご荘
8	小国町就業改善センター
9	小国勤労者体育センター
10	大字武石多目的集会施設
11	上栗集落開発センター
12	小国町中央公民館八王子分館
13	小国町中央公民館千谷沢分館

# お知らせ

## information

お問い合わせ・お申し込みは  
それぞれ表記の番号へお電話下さい

**役場から**

**●ひまわり保育園からのお知らせ**

☎95・2029  
利用者からの苦情等相談窓口の設置について  
保育園では利用者からの苦情等に適切に対処するため、苦情等相談窓口を以下の通り設置いたします。より一層の苦情解決に努めますのでお知らせいたします。

**苦情等解決責任者**

\*高橋 朝生(園長)  
相談解決結果を利用者・第三者委員に報告します。必要により第三者委員に助言・立ち会いを求めます。

**苦情等受付担当者**

\*丸山 フサ(副園長)  
\*福島 久子(副園長)  
苦情等を電話、面接、書面などにより受付します。

**第三者委員**

\*主任児童委員 湯本チヨ子  
(☎95・4309)  
\*主任児童委員 今井 勝  
(☎95・2525)

必要により相談の助言・立ち会いを行います。苦情を直接受付できます。

**●老人医療受給者の皆さんへ 病院や診療所に受診するとき**

\*保険証  
\*医療受給者証  
\*健康手帳  
を必ず医療機関の窓口へ



## 募集

**●国税専門官募集**

柏崎税務署 総務課  
☎0257・22・2131  
受験資格  
・昭和51年4月2日～昭和57年4月1日生まれの人  
・昭和57年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの

- 1 大学を卒業した者及び平成16年3月までに大学を卒業する見込みの者
- 2 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

試験の資格 大学卒業程度  
申込受付期間 4月1日(火)～17日(木)  
申込書類提出先 第一次試験地を所轄する国税局(沖縄国税事務所)  
試験日  
◎第一次 6月15日(日)  
◎第二次 7月28日(月)～30日(水)  
合格発表  
◎第一次 7月8日(火)  
◎最終合格 9月4日(木)

# 子供を交通事故から守るのは大人の責任 新入学(園)児を守る交通安全週間

実施期間 4月4日(金)から4月11日(金)までの8日間

**◎ドライバーの皆さんへ** ～あなたの運転マナーが子供を事故から守ります～

- 1 学校や幼稚園・保育園、公園の近くを通行するときは、スピードを控え、子供に注意して運転しましょう。
- 2 子供は、一つのこと熱中すると周りが見えなくなります。子供を見たら、飛び出しなど不意の行動に注意しましょう。
- 3 子供は、物陰に隠れて遊ぶ傾向があります。車の死角などに子供がいなければしっかり確認しましょう。



**◎保護者の皆さんへ**

- 1 子供のお手本になって、正しい道路の歩き方・渡り方を指導しましょう。
- 2 シートベルト・チャイルドシートを正しく着用しましょう。
- 3 子供が出掛けるときは交通安全を呼び掛けましょう。



平成15年度 **法律相談計画**

小国町では、町民の皆様のために弁護士による法律相談所を開設いたします。法律に関する悩みごと、困りごとなど新潟県弁護士会から派遣された弁護士が個別にご相談に応じます。  
なお、ご相談は完全予約制で毎回4名まで、1人30分以内といたしますので、お早めに申し込みください。

**1 実施予定日**

4月25日(金) / 5月30日(金) / 6月27日(金)  
7月25日(金) / 8月29日(金) / 9月26日(金)  
10月31日(金) / 11月28日(金) / 12月19日(金)  
1月30日(金) / 2月27日(金) / 3月27日(金)

**2 相談時間**

午後1時30分から午後3時30分

**3 会場**

小国町就業改善センター 相談室

**4 相談担当者**

新潟県弁護士会所属弁護士1名

**5 相談内容**

- ・法律に関する悩みごと、困りごと全般
- ・土地、家屋のトラブル
- ・交通事故による損害賠償
- ・会社の倒産、再建
- ・夫婦、親子、兄弟など相続に関するものごと
- ・サラ金、商品先物取引、クレジットなどの問題
- ・金銭の貸貸、保証、手形、小切手などの問題 など

**6 相談料金**

無料(但し1人30分を限度とします)。

**7 申し込み等**

事前申し込みとし毎回4名まで、但し3日前で締め切る。

お問い合わせ、相談申し込み窓口  
小国町役場総務課庶務係  
☎95・5905(直通)

# 国民年金 コーナー

## 就職したときは年金手帳を 就職先に提出してください

20歳になって国民年金の加入手続きをすると、基礎年金番号の記載された「年金手帳」が交付されます。その後就職し、厚生年金や共済年金に加入するときは就職先に年金手帳を提出してください。就職や退職などで加入する年金制度が変わっても基礎年金番号は一つで、複数の年金制度に加入してもそれぞれの資格期間が正確に把握されることとなります。

## 会社を退職したら 国民年金の加入手続きが必要です

国民年金は、20歳以上60歳未満の方が加入して、65歳から老齢基礎年金を受ける仕組みになっています。20歳以上60歳未満で会社を退職したときは、役場で国民年金の加入手続きをとり保険料を納めなければなりません。保険料を納めていない期間があると、将来受け取る年金が減額されたり、年金そのもの

のが受けられなくなる場合があります。  
あなた自身の大切な年金です。60歳未満で退職したら、国民年金の加入手続きを忘れずにしてください。

## 学生には国民年金保険料の 納付特例制度があります

20歳になったら学生であっても国民年金に加入し、保険料を納めなければならないことになっています。しかし、学生は一般に所得がなく保険料を納めるのが困難な場合がほとんどです。納付せずに未払いのままだと、万一の保障である障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合もあります。その様な事態を防ぐためにもある学生納付特例制度は、申請をして承認を受ければ在学期間中の保険料につ

いて後払いできる仕組みです。  
\*学生本人の前年所得が68万円以下の場合で申請したいときは、住所地の役場で手続きしてください。  
(年金手帳・学生証が必要です)  
\*申請は毎年度必要です。毎年4月から5月中旬に役場で手続きしてください。  
詳しくは、町民係(☎95・5900)までお問い合わせください。

## 公的年金は「世代間扶養」

現役世代の保険料で自分の祖父母や親を含む年金受給世代に年金を支給する仕組みです。  
保険料を納めていないのは、自分の年金がなくなるだけでなく、社会の一員としての責任を果たしていないことにもなりませんか？



## 保健

### ●平成15年度 各種検診のお知らせ

今年も各種検診の受診票を「検診のしおり」としてお届けします。ご自分が申し込まれた検診の受診票を「検診のしおり」から切り離して受診して下さい。「検診のしおり」はご自分の検診が終わるまで大切に保管して下さい。詳しいことは「検診のしおり」の使い方をご覧ください。

平成15年度の各種検診日程は次のとおりですが、胃カメラ検診は6月下旬以降に実施の予定です。胃カメラ検診については日程が決まり次第、「検診のしおり」とは別に受診票をお届けします。

### ●4月の予防接種 乳幼児健診

- \*三種混合 7日(月) 就業改善センター 6〜90か月児対象
- \*ポリオ 15日(火) 就業改善センター 3〜90か月児対象
- \*日本脳炎 17日(木) 小国中学校 中学生対象
- 25日(金) 浜海小学校上小 (下小児童を含む) 小学生対象

▽各種検診日程  
基本健康診査・大腸がん検診 5月21日(水)〜27日(火)

\*乳児健診 日時 5月1日(木)

会場 町立診療所検診棟  
対象 平成14年9月〜12月生まれ児

### ●献血車が来町します

日時 4月21日(月)  
会場 小国町役場  
受付時間 午後1時30分〜3時30分  
今回は午後の時間帯のみとなります。ご協力の程お願いします。

献血の種類  
全血献血 (400ml・200ml)

平成15年度の今後の献血日程  
今年度の献血は右記のほか、左記のとおりです。ご協力をお願いします。  
10月23日(木)  
午前9時30分〜11時30分  
※午前の時間帯のみです。

## 告知

### ●ごぞんじですか 検察審査会

長岡検察審査会事務局 ☎35・2141  
交通事故、傷害、詐欺などの犯罪の被害にあつて、犯人の処罰を警察官や検察官に求めたけれど、検察官は不起訴処分にしてしまつた。どうしても納得できない。そのような場合には検察審査会に審査申し立てができます。

検察審査会では、選挙権のある人の中からくじで選ばれた一人一人の検察審査員が、不起訴処分に誤りがないかどうかなどを審査します。審査の結果によっては、不起訴処分の見直しを求めます。

不起訴処分に納得できない場合は、検察審査会に相談してください。

## きたまち献血ルームに行こう!

- ☆平日献血にご協力を  
例年4月は、協力者の減少により、輸血用血液が大変不足します。輸血を必要とする患者さんに血液を安定的にお届けするため、皆様のご協力をお願いします。
- ☆受付時間 午前9時30分〜午後5時  
(12/31、1/1を除く毎日受付)
- ☆問い合わせ先 長岡きたまち献血ルーム  
フリーダイヤル 0120-056-339



## 最低賃金公示

新潟県の最低賃金が改正されました。  
この機会に、最低賃金額をご確認下さい。

最低賃金の名称	時間額	効力発生日
新潟県最低賃金	641円	平成14年9月30日

新潟県最低賃金は、今回から時間額のみとなりました。  
なお、この最低賃金は、下記産業別最低賃金が適用される事業場を除く県内すべての事業場で働くすべての労働者に適用されます。

産業別最低賃金	日額	時間額	効力発生日
電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業 (電球、電気計測器製造業を除く)	5,897円 (据置き)	739円	平成15年2月14日
各種商品小売業	5,620円 (据置き)	704円	平成15年3月6日
自動車(新車)、 自動車部品・附属品小売業	5,870円 (据置き)	736円	平成15年2月19日

なお、詳しくは柏崎労働基準監督署(☎0257-22-4128)まで。

### ●春の火災予防運動

●消す心  
置いてください  
火のそばに

春の火災予防運動が4月1日(火)から7日(月)までの7日間にわたり、県下一斉に実施されます。  
管内では平成14年中に火災が33件発生し、このうち約70%にあたる23件が建物火災でした。主な火災原因はこんろ、電気器具などによるものです。  
これから春先は、空気が乾燥し、火災が発生しやすい時季となります。次のことを守り電気器具や火の取り扱いに注意しましょう。  
・電気器具は正しく使い、たこ足配線はしない。  
・天ぶらを揚げるときは、その場を離れない。  
・寝たばこやたばこの投げ捨てをしない。  
・家の周りに燃えやすいものを置かない。  
・子どもには、マッチやライターで遊ばせない。

### ●車両火災予防運動

毎年、車両火災が発生しています。また、全国では放火による火災も発生していますので次のことに注意しましょう。  
・日頃から車両の点検、整備を心がける。  
・車内へ危険物品を持たない。  
・車両からたばこの投げ捨てをしない。  
・車のボディカバーは燃えにくい製品を使用する。

### 山火事予防運動

春先はハイキングや山菜取りなど山に入る機会が多くなりまた、山火事が発生しやすい時季となります。枯草などがある火災の起きやすい場所で火を使わない。その場を離れるときは火を消す。たばこの火が完全に消えたことを確認するなど一人ひとりが注意しましょう。  
火事・救急は119  
火事などの問い合わせは☎0257・22・1200  
(消防テレホンサービス)

### 暮らしの

## ワンポイント

ブーツの収納前に除湿とブラッシング  
冬の間雨や雪で汚れたブーツは、汚れがついたままにしておくと表面の防水力や耐久性が落ちてしまいます。来シーズンも気持ちよくはけるように、手入れをして収納しましょう。  
メンテナンス方法は素材によって異なります。革のブーツは陰干しして湿気を取った後、ブラシでほこりを落とし、乳化したクリームを塗っておきます。革の表面に傷などがないかを点検し、見つけたら同色の靴クリームやクレヨン塗りを塗って補修しておきましょう。  
スエードのブーツも、まずは陰干しして湿気を取り除きます。直射日光に当たると変色することがあるので気を付けてください。その後にはブラシで汚れ落とし、クリームの塗れないスエードはブラッシングが決め手です。汚れが残らないように入念にします。ブラシはスエード専用のものがベストですが、なければ古歯ブラシを何本かまとめて使うという方法も。しみになった所は消しゴムで毛を逆立てるようこするのも効果があります。  
手入れのすんだブーツは、型くずれを防ぐために古新聞や雑誌を筒状にしたものを入れ、なるべく立てて収納します。靴箱に入らないときは、紙袋などに入れて納戸や押し入れなどにしまってください。

## 小国風 ほろっと 目からウロコ

## パワーアップ 目からウロコ隊!!

新年度を迎え「目からウロコ隊」に新しい仲間を迎え入れることができました。  
山本直美さん(千谷沢)、小林由紀子さん(七日町)、高橋忍さん(武石)の3名です。  
友香さん、洋子さんを加えた5名体制で新たにスタートします。5名のウーマンパワーが織り成す楽しい紙面を期待ください。  
今回、新加入された3名の方々にそれぞれコメントをいただきましたのでご紹介します。



「初めまして！チャージャー村の山本と申します。隊員の皆様と楽しい紙面づくりができればと思います。」(直美)  
「目からウロコ隊に今年度より参加させて頂きます。小林です。新しく入られたお二人と共に新しい風をおこしたいと思っております。」(由紀子)  
「そのあなた！心のいつぶくの清涼剤にウロコ隊は如何？私たちウロコ隊があなたの心を癒します。」(忍)

すばらしい感性をお持ちの5名の皆さんと一緒に紙面づくりができることは広報マン冥利に尽きます。  
それぞれが家庭を持ち「子育て真っ最中」の中、ボランティアとして協力いただけることに、ただただ頭が下がる思いでいっぱいです。  
「目からウロコ」のコーナーが誕生し、はや2年。どうしても固い紙面となりがちな行政広報紙のなかで気軽に読めるコーナーとして、町民の皆さんからも親しまれています。今後ともよろしくお願ひします。

## おぐに文芸

### 俳壇

◎雪原に夕日織りなす樹木の彩  
\*評 中七の「夕日織りなす」が良い俳人の「眼」になって来た。詩心躍如の表出です。  
終業のベル明るくて日脚伸ぶ  
街と町つなぐトンネル斑雪  
医者通い無くば良しとす冬ごもり  
口ずさむ「青い山脈」風光る  
満開へ晴れ芳しく梅の花  
浴びる身の幸せにあり春日和

新町 青柳 カズ  
小栗山 片桐 ムツ  
小栗山 今井 昭一  
猿橋 岩野 チユ  
武石 稲波 一芽  
小国沢 安沢 保  
新町 中村 とし

## 書道教室

(3月の作品)



## 児童福祉週間

5月5日から1週間

平成15年度「児童福祉週間」の標語を全国募集した2426点の中から、次の作品が平成15年度「児童福祉週間」の標語と決定いたしました。

みんなでささえる 小さな命  
みんなで育てる 大きな未来  
あんま 清海さん(静岡県)の作品

サンコーポラス 運営戸数.....40戸  
入居戸数.....39戸  
入居可能戸数.....1戸

サンコーポラス小国 管理事務所 ☎95-4831